



熊本労働局発表
〈局長 一瀬 壽幸〉
平成27年5月29日

[照会先]
熊本労働局 雇用均等室
室長 松永 涼子
室長補佐 平島 輝代
地方機会均等指導官 佐藤 かおる
(電話番号) 096-352-3865

報道関係者 各位

平成26年度熊本労働局雇用均等室における法施行状況について －男女雇用機会均等法、育児・介護休業法関係－

「第30回男女雇用機会均等月間」にあたり、平成26年度の熊本県内における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の施行状況を取りまとめましたので発表します。(資料1、2)

【ポイント】

職場におけるセクハラ相談が、平成19年度以降過去最多。

○平成26年度に熊本労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に係る相談は1,024件。

うち均等法に係る相談が561件。育児・介護休業法に係る相談463件で、25年度より増加。

○均等法に関する相談の半数以上301件がセクハラ相談(53.7%)。次いで「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が49件(8.7%)。

○育児・介護休業法に関する相談のうち、育児休業が取得できない等労働者の権利に関する相談が40件(8.6%)。

男女雇用機会均等月間（6月 資料3）における法の周知徹底。

熊本労働局雇用均等室では、相談の増加を受け、月間中、男女雇用機会均等法の一層の周知徹底及び履行確保のための指導を計画的に実施するほか、男女均等な採用選考ルールの周知徹底を行うこととしています。

また、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱について、より厳正に対応します。【資料 4】

◇第30回男女雇用機会均等月間（平成27年6月1日～30日）

厚生労働省では、男女雇用機会均等法公布日（昭和60年6月1日）を記念して、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使をはじめ社会一般の認識と理解を深める機会としています。

1 労働局雇用均等室への相談（均等法関係）

（1）男女雇用機会均等法関係

- ◆ 相談件数は561件。前年度より1割以上の増加。
- ◆ 労働者からの相談割合は全体の5割超。
- ◆ 相談内容は、セクシュアルハラスメントに関する事案が最多（5割超）

○ 平成26年度に熊本労働局雇用均等室に寄せられた均等法に関する相談は

561件で、平成25年度（499件）より増加している。（図1-1）

○ 相談者別に見ると、労働者からの相談が最も多く、割合としては全体の5割を超えている。（図1-1）

○ 相談内容で最も多いのはセクシュアルハラスメント（法第11条）に関するもので、301件で全体の53.7%を占めている。（表1-1-1）

また、妊娠等を理由とした不利益取扱い（法第9条）に関する相談が49件（8.7%）、母性健康管理（法第12,13条）に関する相談が31件（5.5%）となっており、妊娠、出産等に係る相談も引き続き多く寄せられている。

(2) 育児・介護休業法関係

- ◆ 相談件数は463件。前年度より1割以上の増加。
- ◆ 事業主からの相談が全体の5割超。

- 平成26年度に熊本労働局雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は463件。(図2-1)平成25年度(391件)より増加している。
- 相談のうち、育児休業等に関する相談が347件。介護休業等に関する相談が116件となっている。(表2-1-1)
- 相談者別に見ると、事業主からの規定整備等に係る相談が最も多く、割合としては全体の5割を超えている。(図2-1)

2 紛争解決の援助

(1) 労働局長による紛争解決の援助

① 男女雇用機会均等法関係(均等法第17条)

- ◆ 平成26年度の紛争解決の援助の申立受理件数は15件。
- ◆ いずれも女性労働者からの申立。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する事案が9件、妊娠等を理由とする不利益取扱いに関する事案が6件。

- 個別紛争の解決の援助を求めて平成26年度に新たに行われた申立は15件で、すべて女性労働者からの申立である。(図1-2)
- 紛争の内容はセクシュアルハラスメント事案が9件、妊娠等を理由とした不利益取扱いに関する事案が6件である。(表1-2)
- 援助の結果、10件は何らかの解決を見たが、他は主張に大きな隔たりがあったことにより打ち切りとなった。

② 育児・介護休業法関係（育児・介護休業法第52条の4）

- ◆ 平成26年度の紛争解決の援助の申立受理件数は5件。
- ◆ いずれも労働者からの申立。

- 紛争の内容は育児休業事案が4件、介護休業事案が1件である。（図2-2）
- 援助の結果、すべて何らかの形で解決している。

（2） 調停会議による調停（均等法第18条）

- ◆ 調停申請受理件数は4件。いずれも均等法関係。
- ◆ 申請はセクシュアルハラスメントに関する事案が3件。

- 調停による紛争の解決を求めて26年度新たに行われた調停申請は4件。（図1-3）。申請者はすべて女性労働者。
- セクシュアルハラスメントに関する事案が3件、妊娠等に係る不利益取扱に関する事案が1件である。（表1-3）
- 26年度に調停が行われた事案のうち、1件が当事者双方が調停案を受諾し解決した。

3 法の遵守を求める是正指導等

（均等法第29条）（育児・介護休業法第56条）

（1） 均等法関係

- ◆ 是正指導件数は147件
- ◆ セクシュアルハラスメントに関するものが8割以上を占め最も多い。

- 平成26年度は、84事業所を対象に報告徴収を実施し、このうち何らかの均等法違反のあった56事業所に対し、147件の是正指導を行った。(表1-4)
- 指導事項としては、セクシュアルハラスメントに関するものが118件(80.3%)で最も多くなっている。(表1-4)

(2) 育児・介護休業法関係

◆是正指導件数は246件

◆育児休業等に関するものが165件。介護休業等に関するものが81件。

- 平成26年度は、66事業所を対象に報告徴収を実施し、すべての事業所に対して是正指導を行った。(表2-4)
- 育児・介護関係ともに、法第23条第1項、第2項関係(所定労働時間短縮に係る制度)が育児40件、介護28件で最も多くなっている。(表2-4)

〈添付資料〉

- 1 平成26年度熊本労働局雇用均等室における法施行状況について
- 2 紛争解決の援助事例
- 3 第30回男女雇用機会均等月間実施要綱
- 4 働きながらお母さんになるあなたへ 職場でつらい思い、していませんか？